

## 付託事項

### 科学調査統計小委員会（CSRS）

2012年10月12日改正

条約の目的が北太平洋における溯河性魚類の系群に保全であることを鑑み、CSRSの目的は以下の通りとする。

- 溯河性魚類の系群、生態学上関連する種及び海洋生態系の状態に関する最新の科学情報を委員会に提供する
- 海洋における溯河性魚類の系群及び生態学上関連する種に関する科学情報の収集、分析及び普及を促進する
- 海洋における溯河性魚類の系群の保全の努力を調整する
- 海洋における溯河性魚類の系群の保全を助長するため国際的な協力関係を構築する

これらの目的は主にNPAFC科学計画を通じて達成される。

#### CSRS 付託事項

本小委員会への付託事項は、条約第7条、第8条及び第9条の規定に従う。その他の事項は委員会が付託できる。特に、小委員会は次のことを行うが、これらに限定されない。

#### 科学的情報の収集

- (1) 条約第7条6項の規定に従う科学調査計画提案を検討すること
- (2) 本小委員会の機能を遂行するために必要な分科会を設置すること
- (3) 溯河性魚種の科学情報の収集及び交換並びに標本の収集を検討し及び調整すること
- (4) 条約区域及びこれに接続する区域に回遊する溯河性魚類の系群の起源を確定するための科学研究を調整し及び評価すること
- (5) 委員会により関心あるものとして指定された種の、関連する漁業における混獲の影響を含む、生態学上関連する種に関する科学情報及び見解の入手可能性を確保すること
- (6) 関心あるものとして委員会により指定される生態学上関連する種を認定すること

- (7) 溯河性魚類の系群及び、適当な場合には、生態学上関連する種の科学的調査を目的とした条約区域での漁業情報収集のための適当なオブザーバー計画を策定すること
- (8) 科学情報の交換、セミナー、ワークショップ、野外調査及びデータ分析を調整すること
- (9) 公表のために提出される報告書を検討、採択し、公表されるべき他の報告書に関し勧告すること
- (10) 委員会により付託されるその他の事項について検討すること

#### 委員会への報告及び勧告

- (11) 委員会に対し毎年報告書を準備すること
- (12) 条約区域内での溯河性魚類の混獲を回避し又は削減するため委員会に勧告すること
- (13) 溯河性魚類の系群及び委員会により関心あるものとして指定された生態学上関連する種を対象とした条約区域内での保存について委員会に勧告すること
- (14) 条約の目的を達成するため、適当な時に科学的助言を含む入手可能な最良の情報を得ることを目的とした、PICES及び他の関連する国際機関との協力について委員会に勧告すること
- (15) 溯河性魚類の系群及び生態学上関連する種の保存に関連する科学的事項について協議を行うために締約国でない国又は団体を招請することについて委員会に勧告すること